

第7回 田布施地域の県管理河川における 大規模氾濫に関する減災対策協議会

議事次第

- (1) 河川監視体制の強化について
- (2) 流域治水関連法について
- (3) 中小河川における水害リスク情報の充実について
- (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について
- (5) 取組方針のフォローアップについて
- (6) 報告事項

二級水系における流域治水プロジェクトの策定について

配布資料

- | | |
|-------------|--------|
| ・規約 | ・・・資料1 |
| ・流域治水部会設置要綱 | ・・・資料2 |
| ・取組方針 | ・・・資料3 |
| ・協議会資料 | ・・・資料4 |

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設 置)

第 2 条 協議会は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、田布施町内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、田布施町、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第 4 条 協議会は、田布施川、灸川、新堀川、人数川、奈良台川、才賀川、国木川、竹尾川、丸尾川及び桜川を対象とする。

(協議会)

第 5 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第 6 条 協議会は第 3 条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

(幹事会)

第 7 条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

2 幹事会は別表 2 の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。

3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第8条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、第3条の目的を達成するために協議・検討が必要な事項ごとに部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年3月28日から施行する。

一部改正、平成30年2月22日

一部改正、令和元年5月24日

一部改正、令和3年6月15日

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委 員) 田布施町長
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
山口県 総務部 理事 (危機管理担当)
〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

- (幹 事) 田布施町 総務課長
 " 建設課長
 " " " " " " " " " "
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官
山口県 総務部 防災危機管理課長
 " 土木建築部 河川課長
 " " 柳井土木建築事務所 次長

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会 設置要綱

(設置)

第1条 「田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)規約第9条の規定に基づき、「流域治水部会」(以下、「部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(実施事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を実施し、その結果を協議会、幹事に報告する。

- (1) 「流域治水」の全体像の共有・検討
- (2) 「流域治水プロジェクト」のとりまとめ
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(組織構成)

第4条 部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者に意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 部会は、原則非公開とし、部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和3年6月15日から施行する。

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会

(部会員)

田布施町 総務課

田布施町 建設課

田布施町 経済課

農林水産省 中国四国農政局 南周防農地整備事業所

山口県 農林水産部 農村整備課

山口県 農林水産部 森林整備課

山口県 農林水産部 柳井農林水産事務所

山口県 土木建築部 都市計画課

山口県 土木建築部 砂防課

山口県 土木建築部 柳井土木建築事務所

山口県 土木建築部 河川課

田布施地域の減災に係る取組方針

平成 30 年 2 月 22 日

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会

1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、施設的能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設的能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード、ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進められている。

このような中、国土交通省では、平成28年8月以降立て続けに東日本を襲った台風に伴う豪雨災害により、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していく必要があるとされた。

さらに本県でも、平成21年、22年、25年、26年と豪雨による甚大な浸水被害を受けており、県管理河川においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組を推進していく必要がある。

こうしたことから、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進するため、田布施町、下関地方气象台及び山口県からなる「田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立した。

本協議会では、田布施地域において、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目指すべく、「情報伝達、避難等に関する取組」、「効果的な水防活動に向けた取組」及び「住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組」を3本の柱として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、ソフト対策に係る事項を「田布施地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）として取りまとめた。

本協議会は、今後、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 本協議会の構成機関及び委員

本協議会は、田布施町、下関地方气象台、山口県で構成（以下「構成機関」という。）し、委員は以下のとおりである。

（委員） 田布施町長
 気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長
 山口県 総務部 理事（危機管理担当）
 〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

3 田布施地域の概要と主な課題

田布施町は、山口県南東部の瀬戸内海側に位置し、内陸部には柳井市と光市、そして岩国市に囲まれた飛び地（小行司地区）が存在する。北西部は山地となっており、これに源をなす二級河川田布施川等の水系に沿って盆地や平地が形成されている。

また、町域の中央部を東西に貫通する形で山陽本線が通り、主要交通として海岸線に沿って国道188号がある。

本地域を流れる河川は、二級河川の田布施川水系田布施川・灸川・新堀川・人数川・奈良台川・才賀川・国木川・竹尾川及び丸尾川、桜川水系桜川がある。

本地域における課題としては、平地部に人口・資産が集中しており、ひとたび洪水等による氾濫が発生した場合、浸水により甚大な被害が発生する恐れがあり、住民生活に多大な影響をもたらすことが予想される。

4 現在の取組状況及び課題

田布施地域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出後、整理を行った。

情報伝達、避難等に関する取組 (1/2)

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	基準水位に達した旨の情報を発信	県・町相互の情報共有が必要	1
		タイムラインを作成し、防災行動を可視化・円滑化を図ることが必要	2
避難勧告等の発令基準	避難勧告の基準となるマニュアルを作成・運用 ホットラインの運用により情報を伝達・共有(試行中、町より助言を求められた場合にも対応)	想定し得る最大規模の降雨を前提とした避難勧告等の判断基準の見直し及び迅速な情報伝達が必要	3
避難計画など住民等の避難体制	避難所等を指定しており、計画降雨を前提としたハザードマップにより周知 避難所看板の設置	想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を基にハザードマップの見直し・公表が必要	4
		ハザードマップの見直しにあわせ、避難所等の検討や案内看板等による周知が必要	5
		要配慮者利用施設の避難対策の検討が必要	6
住民等への情報伝達の体制や方法	防災情報システム、防災メール、ウェブサイト、報道機関等による情報伝達の実施	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	7

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

情報伝達、避難等に関する取組 (2/2)

住民等への情報伝達の体制や方法	氾濫危険水位等に基づく避難勧告等を発令し、広報車等により周知 機能強化した山口県総合防災情報ネットワークシステムを活用し、避難発令情報や避難所開設等の各種防災情報を提供	水害リスクが高い区域にある要配慮者利用施設への情報伝達方法の見直しが必要 防災・災害情報を発信する「防災やまぐち」について、県民の認知度の向上が必要	8
			9

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

効果的な水防活動に向けた取組

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
河川水位等に係る情報提供	水防警報等の水位情報を提供（防災システム、防災メール等）	よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要	10
河川巡視	治水上の影響に応じた区間に区分し、巡視頻度等を定め、実施	河川巡視の情報提供・共有を進めることが必要	11
水防資機材の整備状況	水防倉庫等に備蓄	水防活動を円滑に行うため、水防資機材の保管位置や備蓄量の情報共有が必要	12
庁舎等の水害時における状況		水害時においても業務を継続して行うための検討が必要	13

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組 (1/2)

項目	各機関の現状	各機関の課題	整理番号
リスクの周知	水位周知河川において、計画降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップを作成・公表	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表が必要	14

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習に関する取組（2/2）

リスクの周知	報道機関等を通じた警報・注意報等の情報伝達を実施 気象庁ウェブサイトによる洪水警報の危険度分布の提供	水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報の把握・周知についても検討が必要	15
		よりわかりやすい情報発信や幅広い周知、情報伝達の迅速化が必要 警報・注意報等の発表について、精度の向上が必要	16
		洪水警報の危険度分布に利用している流域雨量指数の理解促進及び危険度と河川水位の比較検証が必要	17
防災意識の啓発活動	防災をテーマとした講演や防災学習を実施 また、自主防災組織の活性化を目的としたアドバイザー養成研修や県民を対象とした防災シンポジウムを開催 防災アドバイザーの派遣や職員による出前講座、自主防災組織研修を実施	水防災意識社会の再構築に向け、さらなる意識啓発に向けた取組が必要 想定し得る最大規模の降雨を前提としたハザードマップの公表に当たっては、住民等の的確な避難行動を促すための取組が必要	18
		関係機関や教育機関等が連携した防災学習の一層の充実が必要	19

5 減災のための目標

○ 5年間で達成すべき減災目標

県政の運営方針である『元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン』*に掲げた、「災害に強い県づくり推進プロジェクト」を実行するとともに、河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、田布施町、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※現在は、新たな県政運営の指針として『やまぐち維新プラン』を策定済

○ 目標達成に向けた3本柱の取組

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
- 2 効果的な水防活動に向けた取組
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

○ 目標を達成するための取組項目

- 1 情報伝達、避難等に関する取組
 - (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定
 - (2) 避難勧告等の発令判断を担う責任者（町長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築
 - (3) 想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知
 - (4) 水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

- 2 効果的な水防活動に向けた取組
 - (1) 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認
 - (2) 洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有
 - (3) 庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討
- 3 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組
 - (1) 要配慮者利用施設の管理者に対する説明等
 - (2) 出前講座等を活用した河川防災情報の周知
 - (3) 住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討

6 おおむね5年で実施する取組

施設では防ぎきれない大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」を目的に、各構成機関の取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	1, 2, 7	30～	全体
避難勧告等の発令判断を担う責任者（町長等）と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制（ホットライン）の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	3	30	県、町
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域、ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	3, 4, 5, 6, 8, 14	31～	県、町
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報（過去の水害と流域内雨量の整理等）の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	15	30～	県、町

※令和3年5月20日から、避難勧告は廃止され、避難指示に一本化

効果的な水防活動に向けた取組（1/2）

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	12	30	県、町

効果的な水防活動に向けた取組（2/2）

洪水に対しリスクが高い区間（各河川の重要水防箇所等）の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	11	30	県、町
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	13	32～	県、町

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	整理番号への対応	目標年度	取組主体
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	6, 8	30～	県、町
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	18, 19	30～	全体
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	9, 10, 16, 17	30～	全体

7 フォローアップ

原則、本協議会を出水期前に開催することで、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととする。

田布施地域の県管理河川における大規模氾濫に関する 減災対策協議会



目次

- 河川監視体制の強化について
- 流域治水関連法について
- 中小河川における水害リスク情報の充実について
- 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について
- 取組方針のフォローアップについて

- 報告事項
 - ・ 二級水系における流域治水プロジェクトの策定について

河川監視体制の強化について

◆ 簡易型水位計・河川監視カメラの導入

- 簡易型水位計、河川監視カメラについて、令和3年6月15日から運用開始
- 的確な情報伝達と住民避難につなげるため、必要に応じて設置箇所を拡大を検討していくとともに、住民への周知や活用方法の検討を行う必要がある

【簡易型水位計】

県内で47基を整備

- これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への普及を促進し、水位観測網を充実

<設置方針>

過去の浸水被害や社会福祉施設、学校等の要配慮者利用施設の立地場所等を総合的に勘案し選定



【河川監視カメラ】

県内で24基を整備

- 洪水時に河川の状態を把握し、住民の避難行動を促すリアルティのある画像をリアルタイムに提供

<設置方針>

洪水予報河川や水位周知河川など、洪水により相当な浸水被害が予想される河川から選定



設置箇所の拡大、住民への周知、利活用の検討

河川監視体制の強化について

◆ 今後の設置箇所(予定)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1420号)」

凡例

- : 県管理河川
- ▲ : 通常水位計
- △ : 簡易型水位計
- : 河川監視カメラ



※R4.2時点

※赤字は新設予定箇所

※ 新型コロナウイルスの影響による世界的な半導体不足により、機器の調達時期が未定のため、準備ができた段階で、順次整備を進める。
※ 機器の調達状況や新型コロナウイルスの感染拡大状況等より、設置箇所の変更や増減を伴うことがある。

流域治水関連法について

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)について
 【公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1】
 ~流域治水関連法~

改正法律
 特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法
 水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 都市緑地法、建築基準法

国土交通省
 水管理・国土保全局
 都市局



改正の概要

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号) 【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又はR3.11.1】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- ▶降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - ー市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - ー国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、**浸水エリアの土地利用**等を協議
 - ー協議結果を流域水害対策計画に位置付け、**確実に実施**

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - ー**利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - ー下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - ー下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - ー**貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - ー**都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - ー**認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - ー**浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - ー**防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
 - ー**災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、**避難の実効性確保**
- ー国土交通大臣による**権限代行の対象**を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ

▶【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現
 (KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

中小河川における水害リスク情報の充実について

◆ 改正の概要

- 水防法の改正(令和3年7月15日)により、浸水想定区域図・ハザードマップの作成対象が、洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川等に拡大
- 浸水想定区域図の作成に向けた検討に着手し、**水害リスク情報の充実化**を図る必要がある

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、例えば、令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生



河川、下水道、海岸の周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにもかかわらずそうしたリスクが周知されていない場合、当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性



水防法の改正により、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた

中小河川における水害リスク情報の充実について

○ 水防法

第十四条

都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一. 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二. 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三. 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

<水防法施行規則より>

当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について

◆ 改正の概要

- 水防法の改正(令和3年7月15日)により、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付け
- 報告を受けた市町村長が避難確保計画の作成及び避難訓練の内容について助言・勧告することが可能
- 要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難訓練を実施した後に速やかにその結果を報告する必要がある旨の周知に努める必要がある

要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化

令和2年7月豪雨災害では、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施していた高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じる事案が発生

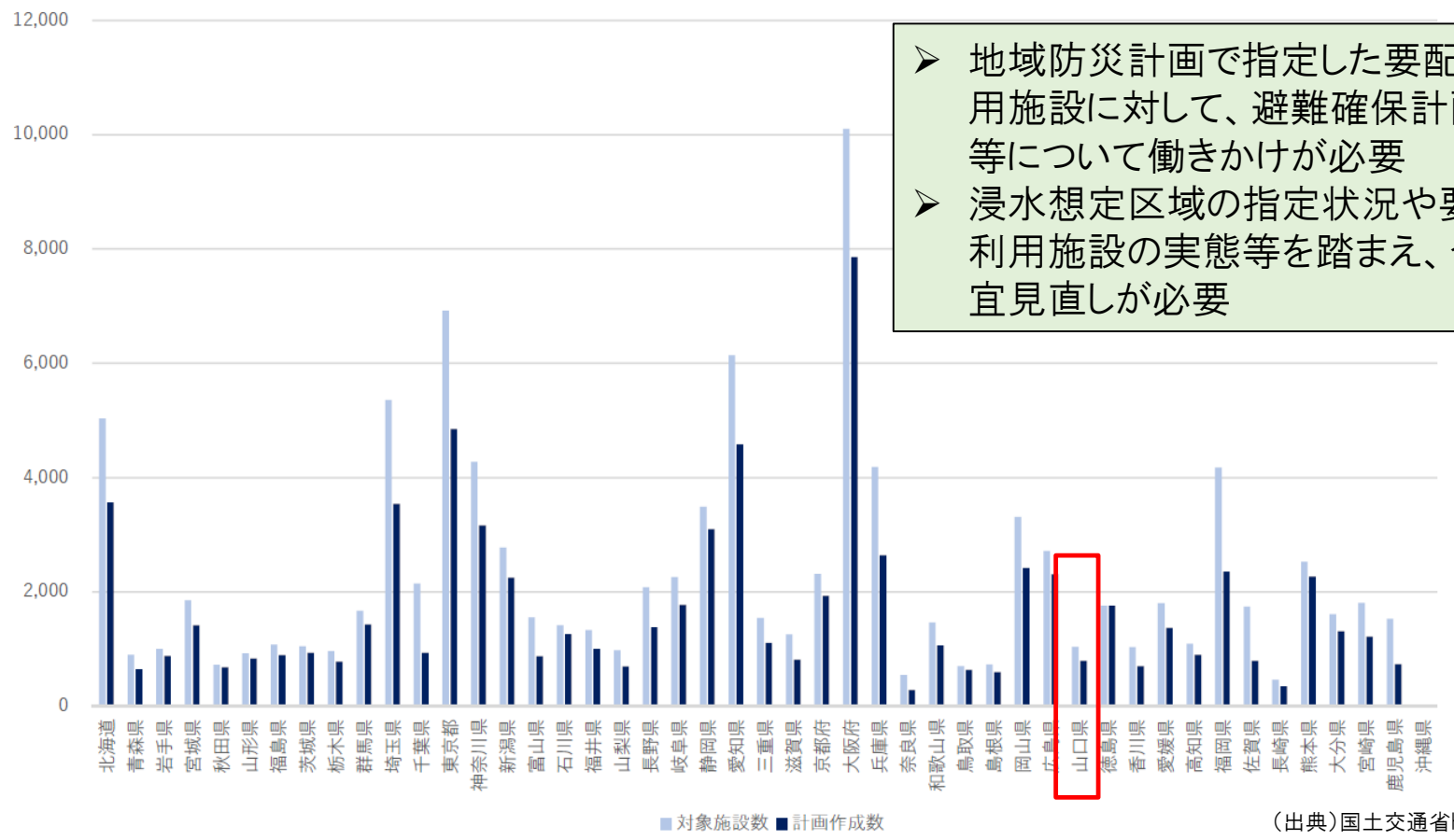
このような事案の再発防止を図るとともに、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化すること等が懸念されていることを踏まえ、要配慮者利用施設の管理者等に市町村長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市町村長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができることとされた

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について

◆ 避難確保計画の作成状況

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(都道府県別)
(令和3年9月末時点)

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和3年9月30日時点で対象105,310施設のうち、作成済みは77,595施設となっており作成率は約74%である。



- 地域防災計画で指定した要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等について働きかけが必要
- 浸水想定区域の指定状況や要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、今後も適宜見直しが必要

(出典)国土交通省HP

取組方針のフォローアップ

◆ 5年間で達成すべき目標

河川整備計画等に位置づけた河川整備を着実に推進し事業効果の早期発現を図りつつ、施設では防ぎきれない大規模水害に対し、田布施町、下関地方気象台及び山口県が連携して県管理河川の河川特性を踏まえたソフト対策に取り組み、「逃げ遅れゼロ」を目指す。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

◆ 上記目標の達成に向けた3本柱の取組

1. 情報伝達、避難等に関する取組
2. 効果的な水防活動に向けた取組
3. 住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

取組方針のフォローアップ

◆ 取組方針の進捗確認

- 毎年開催する協議会で進捗状況を確認、必要に応じて取組方針の見直しや取組内容の改善など、継続的なフォローアップを行うこととしている。
- 目標期間が概ね5年となっていることから、令和4年度からの新しい取り組み方針について、今後検討を行う。



取組方針のフォローアップ

情報伝達、避難等に関する取組

項目	対応	具体的な対応(案)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの設定	タイムラインの作成により、防災活動の可視化・円滑化を図る。	水害対応タイムラインの作成 H30:素案作成 H31:試行運用 R2:本格運用
避難勧告等(※)の発令判断を担う責任者(町長等)と土木建築事務所長が直接情報を伝達、共有する体制(ホットライン)の構築	ホットラインの本格運用により、情報伝達、情報共有の強化を図る。	ホットラインの本格運用、実績等を踏まえたフォローアップにより、必要に応じ運用方法を見直し H29:試行運用 H30:本格運用
想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定、周知と避難対策の強化	想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直し・公表を行うとともに、避難対策の強化を図る。	・水位周知河川における洪水浸水想定区域図の見直し、公表【完】 ・中小河川における洪水浸水想定区域図の作成が必要(R3水防法改正) ・ハザードマップの見直し、公表 ・避難対策の強化・見直し
水位周知河川に指定していない中小河川における水害リスク情報(過去の水害と流域内雨量の整理等)の充実	過去の水害履歴等の把握に努めるとともに、把握した水害リスク情報の周知を行う。	水害履歴の調査・整理を行い、公表 H30:県による調査の実施 →町への提供

取組方針のフォローアップ

効果的な水防活動に向けた取組

項目	対応	具体的な対応(案)
水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	水防倉庫の位置の周知や備蓄量等の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	管内図等に水防倉庫の位置やその備蓄量を記載し、町・県の水防担当部署で共有
洪水に対しリスクが高い区間(各河川の重要水防箇所等)の情報共有	河川巡視や重要水防箇所の情報共有により、水防活動の円滑化を図る。	河川巡視の情報を町・県の水防担当部署で共有し、必要に応じリスク情報を周知
庁舎等の浸水に備えた業務継続計画の検討	庁舎等の浸水に備えた業務継続計画を検討する。	洪水浸水想定区域・ハザードマップの見直しに合わせ、必要に応じ検討

取組方針のフォローアップ

住民等への水害リスク情報の周知、防災学習等に関する取組

項目	対応	具体的な対応(案)
要配慮者利用施設の管理者に対する説明等	管理者への水害リスク情報の周知に努め、水防法改正に伴う義務的な対応について支援する。	・該当施設に対し、水害リスクを周知するとともに、避難計画策定等の義務化に伴う対応について助言・指導 ・避難訓練結果の報告義務化(R3水防法改正)の周知
出前講座等を活用した河川防災情報の周知	関係機関、教育機関と連携し、広報活動の推進を図る。	・各機関連携のもと計画的に実施 ・気象防災ワークショップを開催 ・小学校での防災体験学習講座(ARによる浸水体験等)の実施
住民等の的確な避難行動を促すための河川防災情報の周知方法の検討	関係機関、報道機関等と連携し、わかりやすく精度の高い情報の発信や伝達の迅速化を図る。	・防災気象情報の発表方法の改善や精度向上に向けた取組を継続的に実施 ・洪水浸水想定区域図やハザードマップを作成・公表し、水害リスク情報を充実化 ・河川水位情報の充実化(河川監視カメラの追加整備)

～「流域治水部会」からの報告～

二級水系における流域治水プロジェクト
の策定について

流域治水プロジェクトの策定について

◆ 流域治水プロジェクトの概要

- 気候変動による水害リスクの増大に備え、河川管理者等がこれまで実施してきたハード・ソフト対策に加えて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる取組(流域治水)の具体的な対策をとりまとめたもの

◆ 経緯

- 第6回協議会において、既に各市町単位で設置されている「減災対策協議会」に「流域治水部会」の設置を完了
- 第2回流域治水部会において、素案をとりまとめ
- この度、流域治水部会設置要綱に基づき、協議会に結果を報告 ⇒2月末公表予定

○ 流域治水部会設置要綱

(実施事項)

第3条

部会は、次に掲げる事項を実施し、その結果を協議会、幹事会に報告する。

- (1) 「流域治水」の全体像の共有・検討
- (2) 「流域治水プロジェクト」のとりまとめ
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

流域治水プロジェクトの策定について

◆ 対象水系

- ▶ R3年度は、二級水系(106水系)のうち、最も優先度の高い水系として、過去に大きな水害が発生し、背後に人口・資産が集中している水系(下記26水系)について策定

地域	対象水系(案)			
岩国	錦川	島田川	平田川	
柳井	土穂石川	島田川	田布施川	
田布施	田布施川			
平生	大内川	田布施川		
周南	錦川	島田川	夜市川	西光寺川
下松	切戸川	玉鶴川		
光	島田川	田布施川		
山口	榎野川	阿武川	南若川	
防府	馬刀川			
宇部	厚東川	有帆川	江頭川	
山陽小野田	厚狭川	有帆川	前場川	
美祢	厚狭川	有帆川	厚東川	木屋川
下関	木屋川	神田川	友田川	
長門	三隅川	木屋川	深川川	
萩	阿武川	田万川	須佐川	

※ 赤字の水系は、複数市町で重複する水系

流域治水プロジェクトの策定について

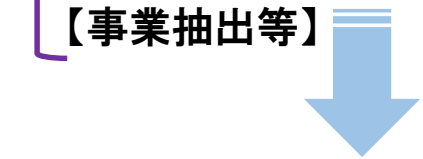
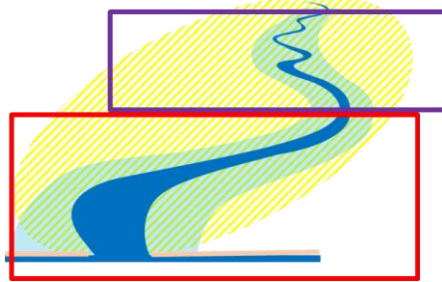
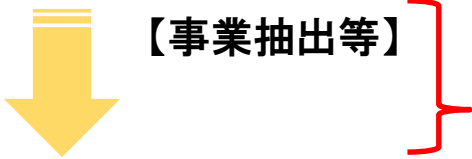
◆ 複数地域に跨る場合の策定方法

■ ■ 地域

● ● 地域

第1回流域治水部会

第1回流域治水部会



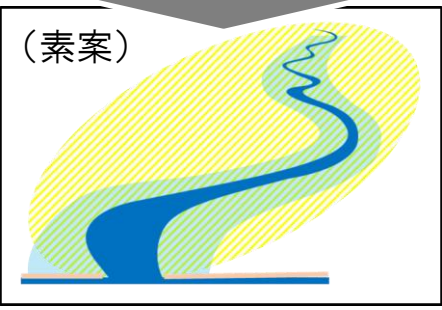
事務局で「流域治水プロジェクト(素案)」として合体

第2回流域治水部会

第2回流域治水部会

【流域治水プロジェクト(素案)承認】

【流域治水プロジェクト(素案)承認】



幹事会

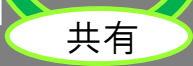
協議会

協議会

幹事会

報告

報告



「流域治水プロジェクト」策定・公表

流域治水プロジェクトの策定について

◆ 流域治水プロジェクトの構成

- ▶ 「流域」および「氾濫域」を対象に、流域治水に資する事業メニューを抽出
- ▶ 各関係者の事業メニューをとりまとめた「位置図」、「ロードマップ」を作成
 - ※ ロードマップの短期、中期、中長期は、それぞれ概ね5年、10～15年、20年～30年を想定

流域治水のイメージ



流域治水プロジェクトの策定について

◆ 記載内容の概要

「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申で示された、

- ・ 「赤枠：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」
 - ・ 「黄枠：被害対象を減少させるための対策」
 - ・ 「緑枠：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」
- の3つに分類

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川整備計画に基づく河川改修・ダム建設等の推進
- 適切な維持管理（浚渫、老朽化対策等）
- 雨水幹線等の下水道施設の整備や耐水化
- 事前放流等の実施による既存利水ダムの有効活用
- 田んぼダム等の水田の貯留機能向上
- 森林の涵養機能を維持するための森林の整備・保全および治山対策
- 溪流からの土石流による被害を防止する砂防堰堤の整備

など

流域治水プロジェクトの策定について

■ 被害対象を減少させるための対策

- 水害リスクを考慮したまちづくり（立地適正化計画の作成、強化）
- 防災まちづくりの観点から多段階浸水想定図等を作成・提供

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進（標準パッケージ化）

- ◆ 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知
- ◆ 河川監視体制の強化
- ◆ 防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達
- ◆ 出前講座等を活用した防災教育の推進
- ◆ 自主防災組織の育成や活動の支援
- ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進

- 防災拠点の整備や総合防災システムの構築など、各市町の独自の取組を推進

など

主な対策内容

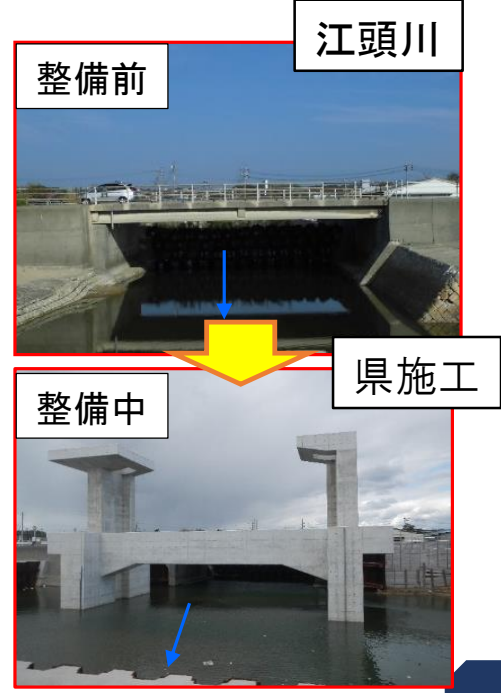
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川整備計画に基づく河川改修・高潮対策の推進
 - ◆ 河川改修・・・洪水による浸水被害を軽減するため、堤防整備や河道掘削等を実施
 - ◆ 高潮対策・・・高潮による浸水被害を軽減するため、防潮堤整備や排水機場建設等を実施

事例

河川改修

高潮対策



主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

➤ 適切な維持管理（河川浚渫、老朽化対策）

◆ 河川浚渫

治水上支障のある箇所等において、堆積土砂の撤去や樹木の伐採を実施

◆ 老朽化対策

長寿命化計画に基づき河川管理施設（排水機場）、海岸保全施設（堤防、樋門等）の老朽化対策を実施

事例

真締川

施工前

県施工

施工後

河川浚渫

南若川水系梅ノ木川

施工前

山口市施工

施工後

老朽化対策

河川管理施設（排水機場）

分解整備

主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

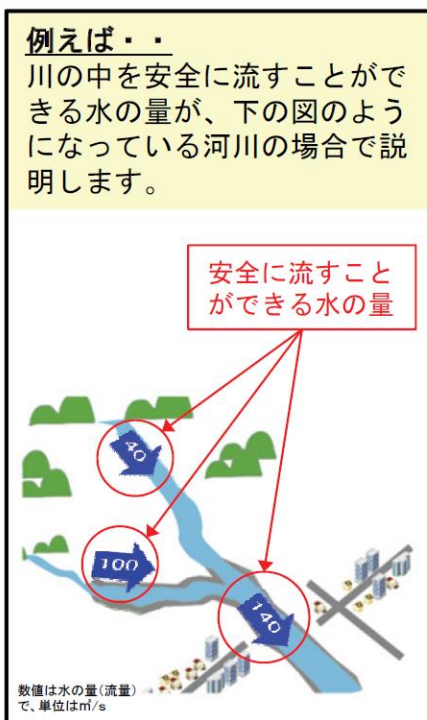
➤ ダムの建設・再開発

河川整備計画に基づき、ダムの建設や再開発を実施することで、下流河川に流す水の量を低減(下流河川の水位を低下)させ、浸水被害を防止・軽減する

◆建設・・・平瀬ダム(錦川)、大河内川ダム(深川川)

◆再開発・・・木屋川ダム(木屋川)

《ダムの役割と効果のイメージ》



主な対策内容

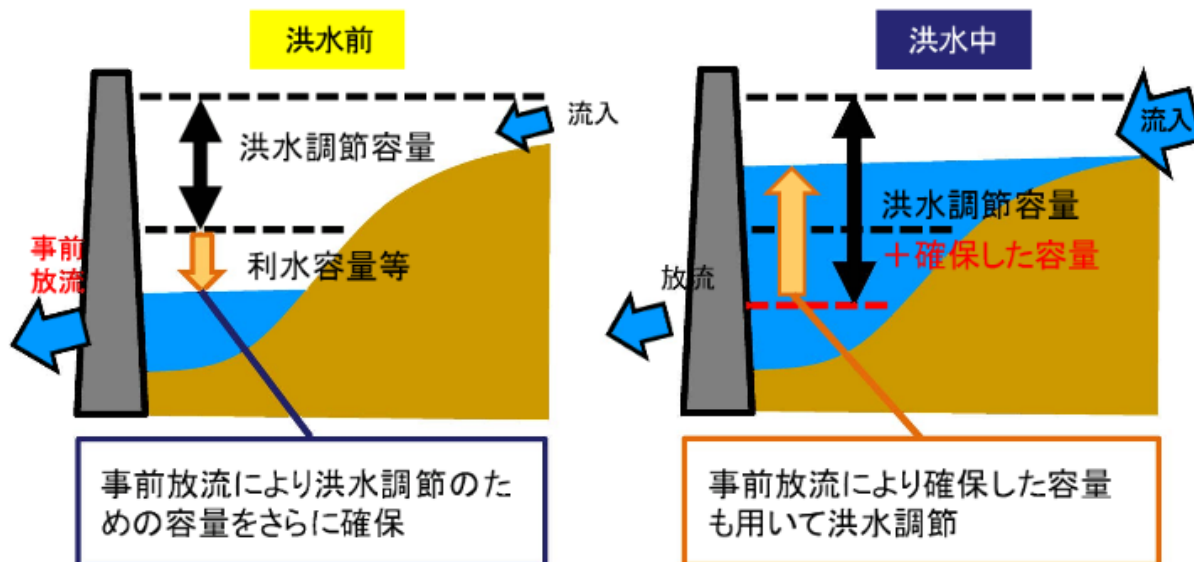
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

➤ 既存ダムの有効活用

水害の頻発化・激甚化する中で、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節容量に最大限活用するため、ダムを有する水系毎に治水協定を締結し、事前放流等の運用を開始

◆対象水系・・・錦川、島田川、榎野川、厚東川、有帆川、厚狭川、木屋川、三隅川、阿武川

○ 事前放流とは、洪水を予測した場合に、水力発電、工業用水、水道等のために確保されている容量に支障を与えない範囲で、この利水容量を放流して一時的に治水容量に振り替えるもので、ダムの計画以上の洪水に対してダム下流河川の沿川における浸水被害の防止・軽減を目的とする。

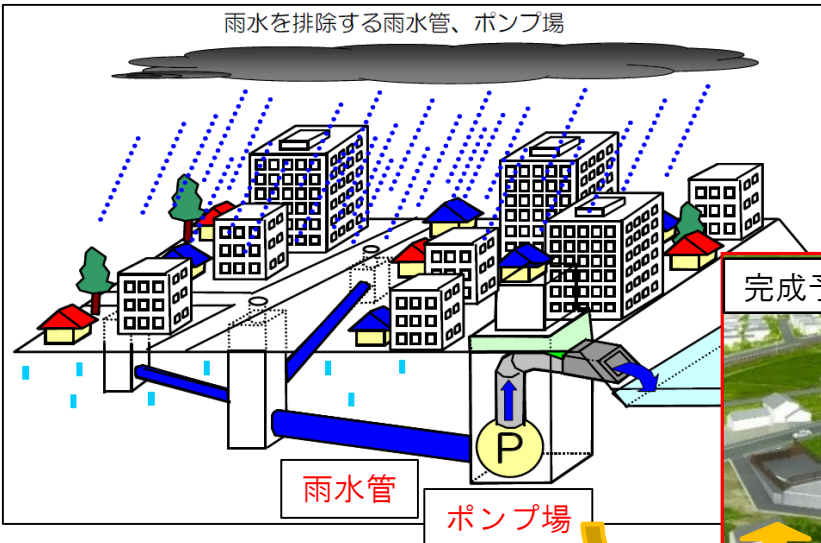


主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 下水道施設の整備・耐水化
 - ・下水道整備計画に基づき、ポンプ場や雨水幹線等の整備を実施することで、効率的な雨水排水を可能とする
 - ・河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を抑制するため、必要に応じ耐水化を実施する

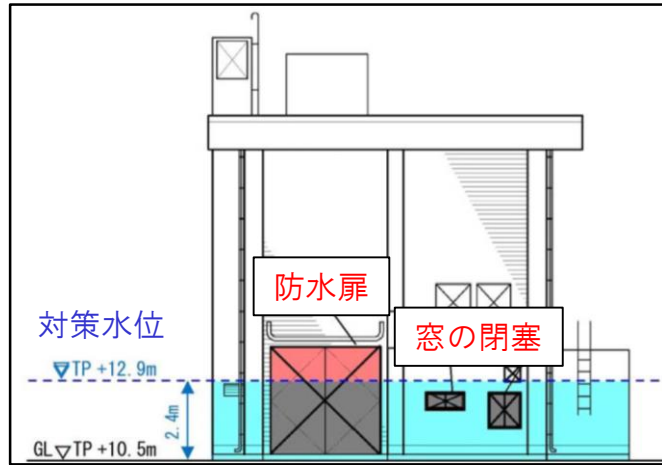
ポンプ場・雨水管の整備イメージ



事例



下水道施設の耐水化イメージ



耐水化計画の手引き講習会資料 (2021) より引用し一部加筆

山口県浸水対策勉強会 (2021) 国交省説明資料より引用し一部加筆

主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

➤ 雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進

山口市では、浸水被害の軽減を図ることを目的に、雨水の流出を抑制する対策の利用促進を実施

山口市雨水流出抑制施設補助制度



令和3年度の補助金申請の受付を4月1日から開始しました。近年、局地的な集中豪雨が増加する中、都市化の進展に伴い、降雨時には一度にたくさんの雨水が水路や河川へ流れ出るようになり、浸水被害が発生しています。

山口市では、浸水被害の軽減を図るため、雨水を貯めたり地下に浸透させることで雨水の流出を抑制する取り組みを進めており、各ご家庭において、雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置される方を対象にその経費の一部を補助しています。

※雨水貯留タンクに貯めた雨水は庭木の水やりなどに利用できます。また、雨が降る前には水を抜いて貯められるようご協力をお願いします。

山口市HPより

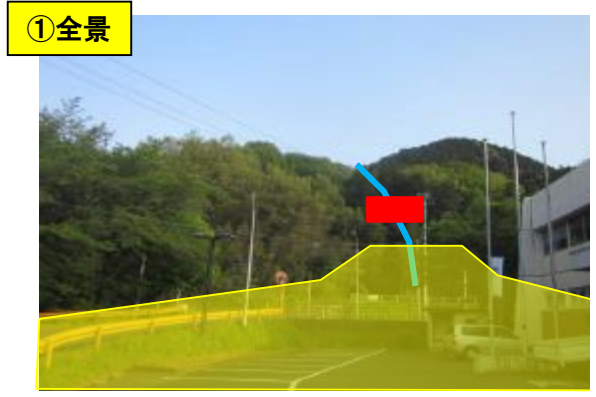
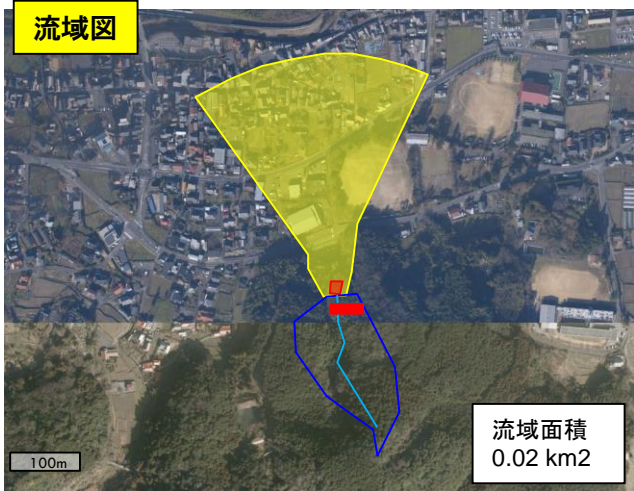
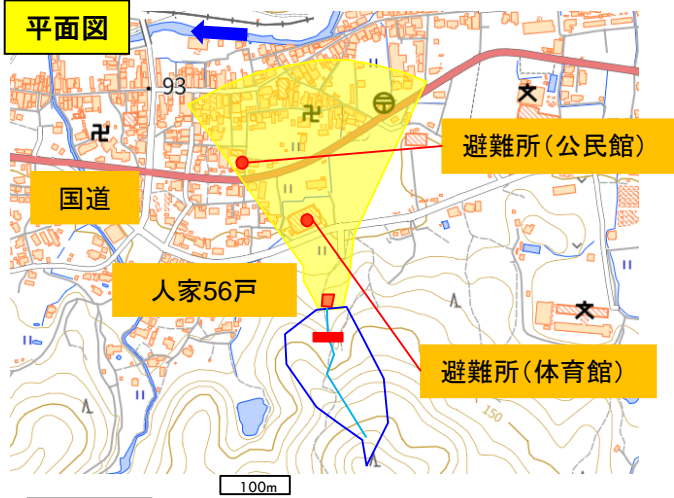
主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

➤ 砂防堰堤の整備

土石流から下流部に存在する人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤の整備を促進

事例



主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

➤ 水田の貯留機能向上

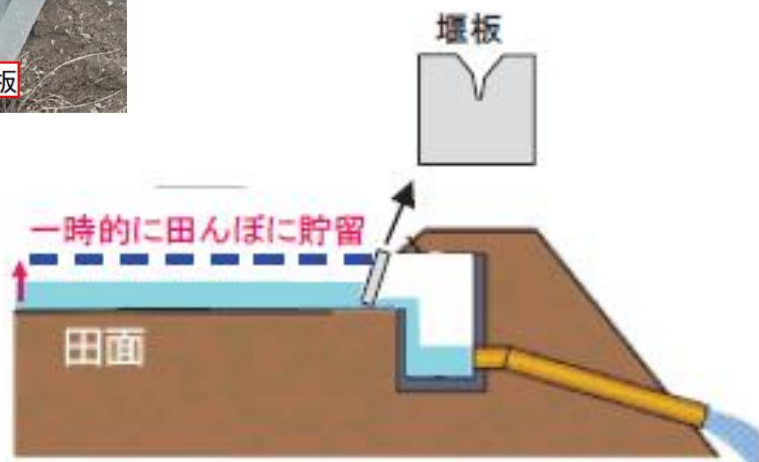
◆ 田んぼダムの検討

- ・水田の排水口への堰板の設置等による流出抑制によって下流域の湛水被害リスクを低減
- ・市町が策定する田んぼダムの取組等を定めた計画に基づき、農業者が地域共同で取り組む「田んぼダム」の取組を多面的機能支払交付金により支援

田んぼダム用堰板の例



大雨時に排水口に流出量を抑制するための堰板を設置し、雨水貯留能力を人為的に高め、河川や水路の水位の急上昇を抑制



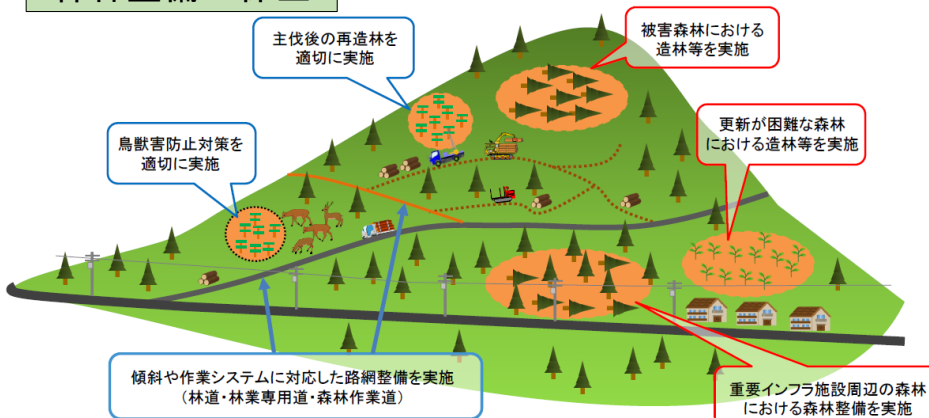
下流域の浸水被害リスクを低減

主な対策内容

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 森林整備・保全及び治山対策（山口森林管理事務所、森林整備センター、県、市）
 - ◆ 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進を目的に、植栽・下刈・間伐等の適切な森林整備を実施
 - ◆ 荒廃山地の復旧整備や保安林の整備など、国民の安心・安全の確保のための治山対策を実施

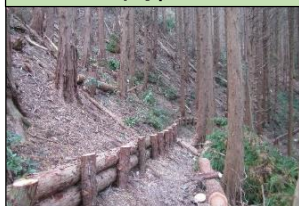
森林整備・保全



植栽・下刈



間伐



路網整備



治山対策



治山ダムの設置



流木被害対策

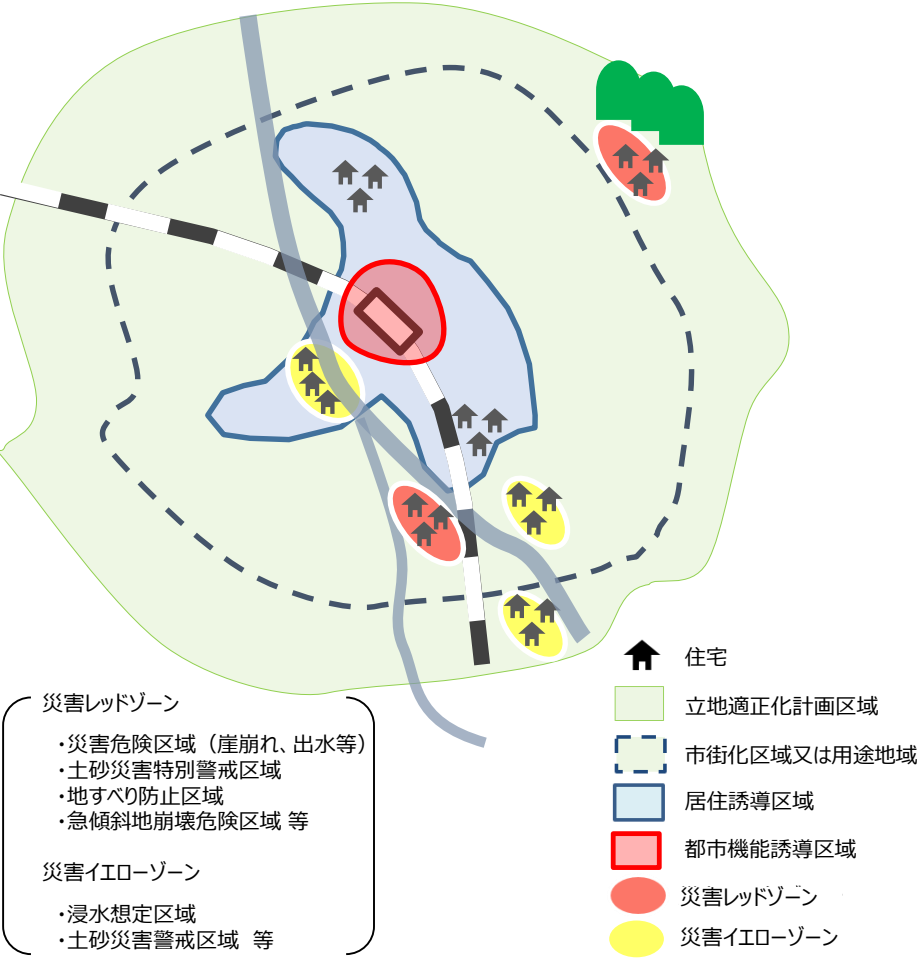


主な対策内容

被害対象を減少させるための対策

➤ 水害リスクを考慮したまちづくり

立地適正化計画に基づき、水害リスク情報の周知・共有を通じた土地利用の誘導による水害リスクを考慮したまちづくりを目指す



居住誘導区域に含まないこととされている区域(法81条第19項等)

- 災害危険区域のうち、建築基準法第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 浸水被害防止区域 等

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域(居住誘導区域に含まないこととされている区域に掲げる区域を除く。)

原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

- 土砂災害警戒区域
- 津波災害警戒区域
- 浸水想定区域 等

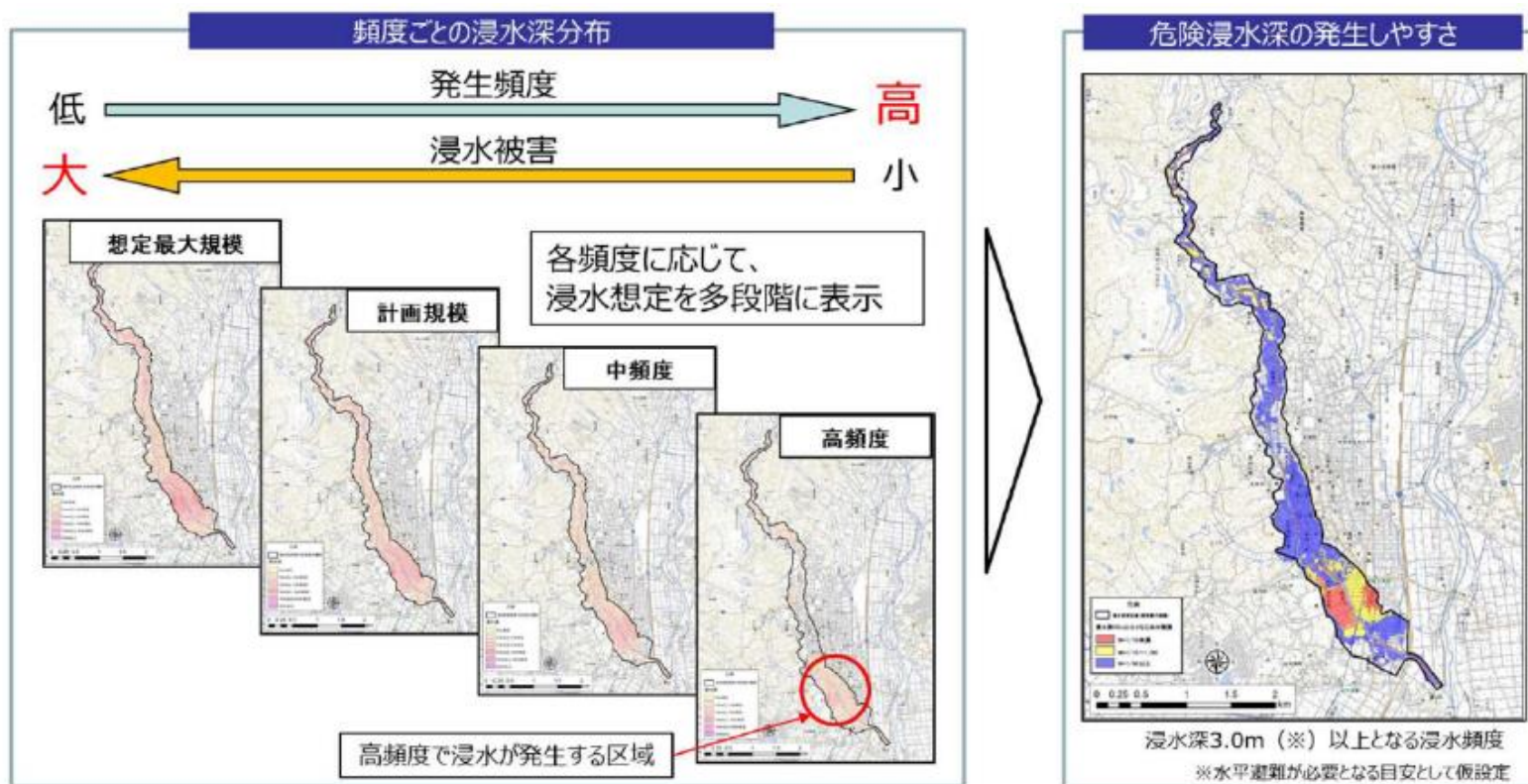
主な対策内容

被害対象を減少させるための対策

▶ 防災まちづくりの検討に必要な情報の整備

「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」に基づき、河川管理者が市町へ水害リスクの評価に必要な『多段階の浸水リスク情報』を提供することで、市町による防災まちづくりの方向性の検討が可能

イメージ



主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進
 - ◆ 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知
 - 水防法の改正(R3.7月施行)により、洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川のうち住宅等の防護対象のある河川について、洪水浸水想定区域の指定対象に追加
 - ※ 同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても、浸水想定区域の指定対象を拡大

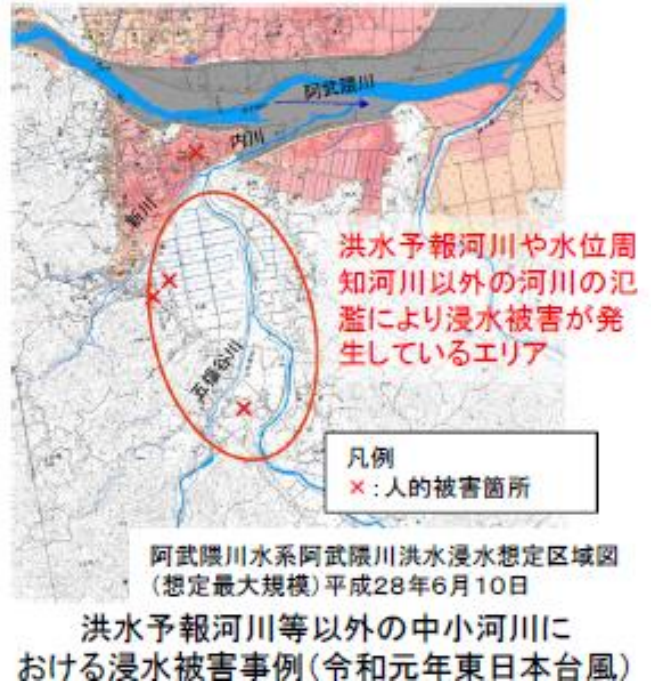
【洪水浸水想定区域の指定対象河川数イメージ】

改正により、1級河川・2級河川約22,000河川のうち、円滑・迅速な避難確保等を図る必要のある河川を指定対象に追加

<浸水想定区域を設定する河川の目標数>
 (現在)約2,000河川 ⇒ (今後)約17,000河川(2025年度)

区分	洪水浸水想定区域の指定対象河川数 (令和2年7月末時点)		
	洪水予報河川	水位周知河川	計
国管理 1級直轄区間	298	150	448
都道府県管理 1級指定区間 2級河川	129	1,560	1,689
計	427	1,710	2,137

現行の指定対象河川数



主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進
 - ◆ 河川監視体制の強化
 - ・山口県土木防災情報システムのリニューアル等のシステム更新
 - ・簡易型水位計・河川監視カメラ等の整備・利活用

山口県土木防災情報システムのリニューアル



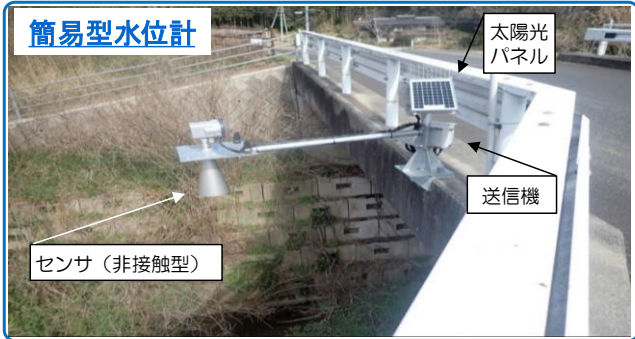
河川監視カメラ

水位情報と併せて確認可能

10分毎の状況の変化を確認可能

警戒水位(特別警戒水位)(m)	4.50
避難判断水位(m)	3.70
30分注水水位(警戒水位)(m)	3.10
水防設備機水位(警戒水位)(m)	1.30
水位(m)	1.47

(設置事例)



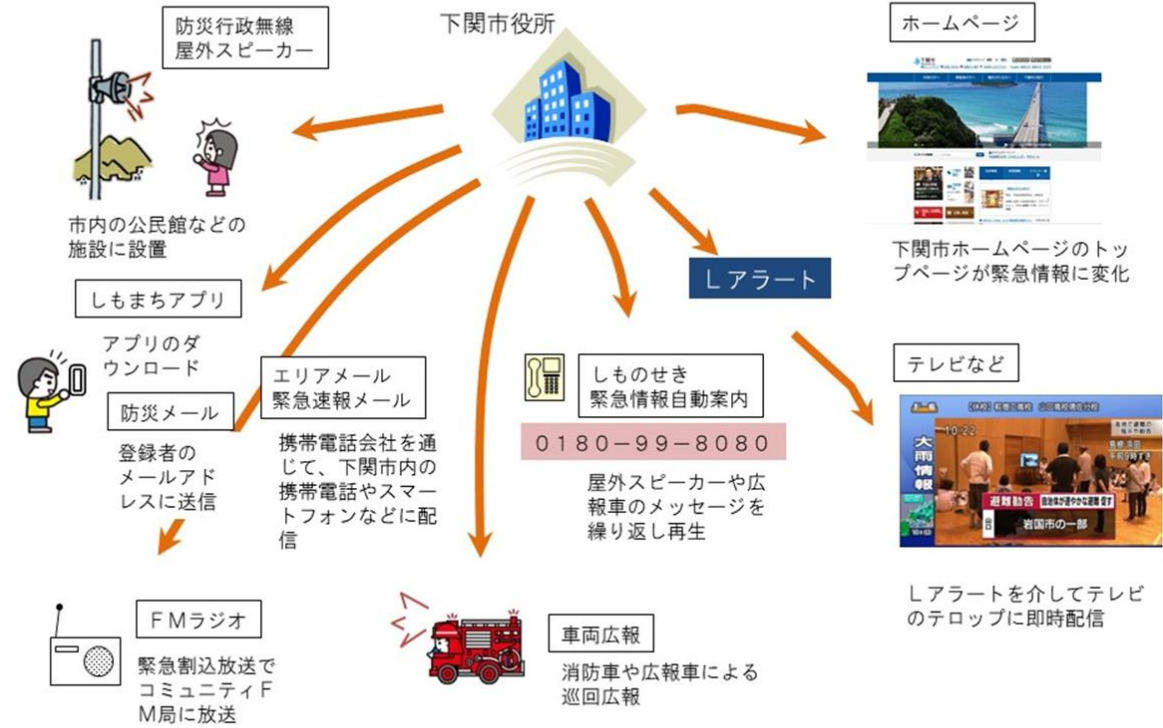
主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進
 - ◆ 防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達

下関市の事例

災害情報の伝達



防災メール、防災行政無線等の機能強化

主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進
 - ◆ 出前講座等を活用した防災教育の推進

下関市の事例

下関市では、生涯学習活動の一環として、「下関市生涯学習まちづくり出前講座」という事業を展開しており、防災関係の講座として、自治会等を対象に下記の講座を実施し、市民に対する防災教育の一層の充実を図っている。

講座名	サブテーマ	内容
災害に備えて	家庭とまちを災害から守る	個人・家庭でできる防災対策やまちとしての防災活動等を分かりやすく説明します
災害図上ゲーム(DIG)	机上での疑似災害体験と防災訓練	地図を参加者全員で囲み、地域の特性や災害時の対応策などのイメージトレーニングをします
避難所運営体験	みんなで取り組む避難所運営	ダンボールベッド、間仕切り等の避難所運営を体験する



主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

▶ 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進

◆ 自主防災組織の育成や活動の支援

- ・率先避難体制の整備や地域防災力の向上を進める
- ・自主防災組織とは、災害が発生したときに、みんなで力を合わせて地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、自治会、町内会等の単位で組織されたもの

山口市 の事例

山口市佐山地区自主防災会の活動

山口県内でも、多くの自主防災組織が活動しています。ここでは、山口市佐山地区の「佐山地区自主防災会」の活動を紹介します。

山口市南部の佐山地区は、海に面しており、風水害による被害を受けてきました。同会は、災害による被害の防止及び軽減を目的として平成20年5月に発足し、図上訓練及び実働訓練の実施、避難行動要支援者のためのマップの作成など、精力的に活動しています。平成22年7月に発生した大雨では、土嚢を積み上げるなどの対策を講じるなど、災害発生時にも日頃の活動の成果を発揮しています。

また、同会では災害発生時に電話等の通信手段が利用できなくなる場合に備え、無線LANを用いた連絡の仕組みを構築するほか、各自治会の中で防災リーダーを選び、地域事情に即したよりきめ細やかな対応ができるよう、独自の活動にも取り組まれています。



炊き出しをする給食班



負傷者の救出搬送

「やまぐち防災
ガイドブック」より

主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難、水防等に関する減災対策協議会の取組の推進
 - ◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



国土交通省パンフレットより

主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

▶ 防災士等の人材育成・確保

防災に関する意識や知識、技能を有する防災士を養成し、地域における災害対応力の向上を図る

防災士とは

防災士とは”自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人です。

自助

自分の命は自分で守る。

自分の安全は自分で守るのが防災の基本です。災害時に自分の身を守るために日頃から身の回りの備えを行い、防災・減災に関する知識と技能を習得し、絶えずスキルアップに努めます。

共助

地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ。

発災直後における初期消火、避難誘導、避難所開設などを住民自身の手で行うために、地域や職場の人たちと協力して、災害への備えや防災訓練を進めます。防災士は、そのための声かけ役となり、リーダーシップを発揮します。

協働

市民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する。

日頃から、行政をはじめ防災・減災に関わる多様な機関と密接に連携し、「災害に強いまちづくり」をすすめます。また、災害発生時には、可能な範囲で被災地支援活動に取り組みます。



日本防災士機構「地域防災の担い手・防災士」より

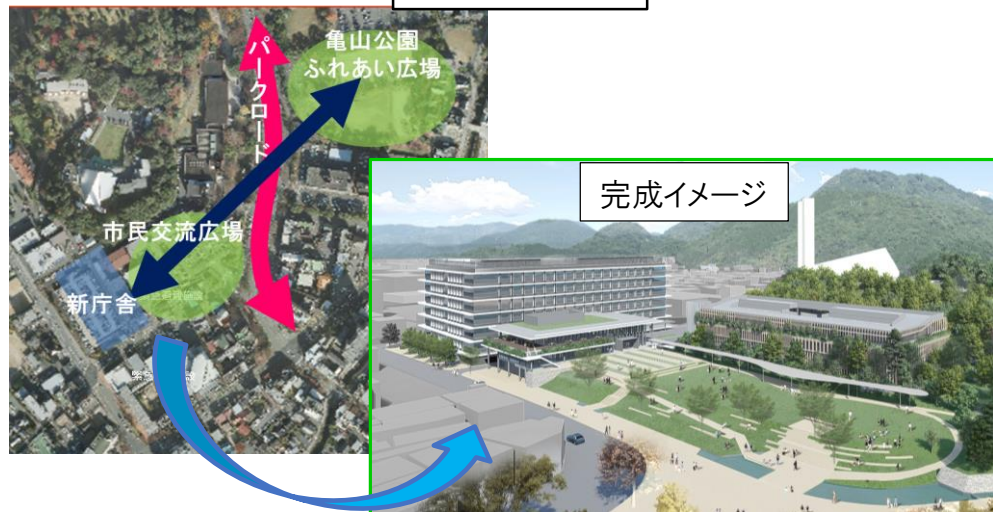
主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

➤ 防災拠点となる庁舎等の整備

- ◆ 山口市・・・周辺に指定緊急避難施設があり、災害時においても優先的に復旧が見込まれるパークロード沿いに立地し、災害対策本部を備えた施設整備を行い、周辺の指定緊急避難所と連携し、防災・救助・救援・災害復旧活動の拠点として使用
- ◆ 平生町・・・災害対応の拠点となる本庁舎について、機能を十分に発揮できるように、建替えにより、電気設備、発電機の上階への設置、防水仕様等の整備を進める
- ◆ 田布施町・・・防災拠点である本庁舎の代替施設として、中央公民館跡地に田布施町保健センター（地域防災センター）を整備し、備蓄倉庫や消防機庫等を整備する
- ◆ 光 市・・・本庁舎における防災指令拠点機能強化のため、災害対策本部室をはじめとする災害対応に必要な諸室や非常用発電設備などを備えた防災指令拠点施設を整備するとともに、発令判断支援や情報共有など、複数の機能を併せ持つ総合防災情報システムを導入する

山口市役所



田布施町保健センター
（地域防災センター）

完成予想図



主な対策内容

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

▶ 止水板設置工事等の浸水対策費用の助成

下関市では、住宅等への浸水被害の防止又は軽減による安心・安全な居住環境の実現を目的として、浸水対策工事に要する費用の一部を助成

止水板設置工事等の 浸水対策費用を 助成します



【止水板 イメージ図】

<補助対象者>

- ①市内の住宅を所有し、居住する方
 - ②市内の空き家住宅を取得し、居住しようとする方
- ※工事完了後に空き家住宅へ異動することが条件となります。
- ①②のいずれかに該当し、市税の滞納がなく、同居する方を含め暴力団関係者でない方

<対象住宅>

下関市内で過去に浸水被害が発生した区域又は浸水想定区域内の住宅等
※浸水想定区域については洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域です。詳しくは各種ハザードマップをご確認ください。

<対象工事>

- ①住宅のかさ上げ工事（高基礎・盛土）
- ②曳家（ひきや）工事
- ③止水板設置工事



<補助金額>

工事の費用に2分の1を乗じた額で、**最大30万円**

<受付期間>

令和3年8月2日（月）～令和4年1月31日（月）

<申請にあたっての注意>

- ・交付申請の結果通知前に工事に着手（契約）をすると、助成の対象外となります。
- ・令和4年3月18日（金）までに工事を完了し、市に完了報告書を提出していただきます。

諸条件等詳細は

[下関市建設部住宅政策課](#) TEL : 083-231-1941

までお問い合わせください。



下関市HPより

○ 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化する中、田布施川水系においても、流域全体でハード・ソフト一体となった事前防災対策を進める必要があることから、あらゆる関係者の協働により、以下の取り組みを実施していくことで、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

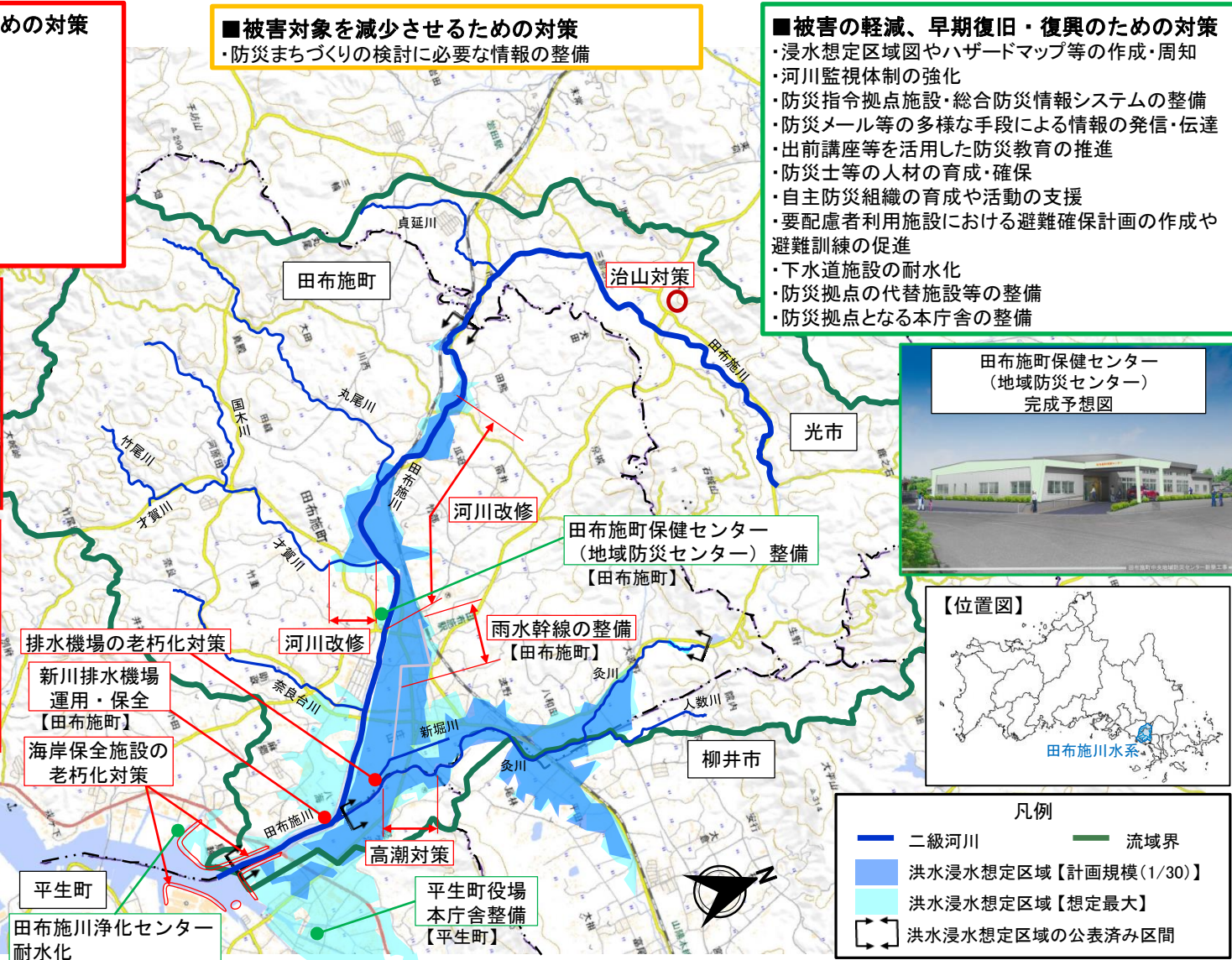
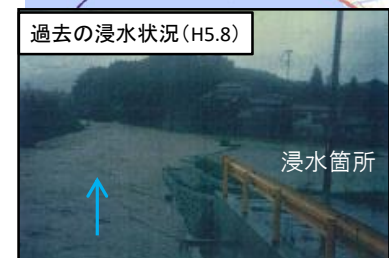
- ・河川改修
- ・高潮対策
- ・河川浚渫
- ・排水機場の老朽化対策
- ・海岸保全施設の老朽化対策
- ・下水道施設の整備・保全
- ・農業水利施設の適切な運用・保全
- ・水田の貯留機能向上
- ・森林の整備・保全及び治山対策

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・防災まちづくりの検討に必要な情報の整備

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知
- ・河川監視体制の強化
- ・防災指令拠点施設・総合防災情報システムの整備
- ・防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達
- ・出前講座等を活用した防災教育の推進
- ・防災士等の人材の育成・確保
- ・自主防災組織の育成や活動の支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進
- ・下水道施設の耐水化
- ・防災拠点の代替施設等の整備
- ・防災拠点となる本庁舎の整備



※地理院地図に浸水想定範囲を追記して掲載

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○ 田布施川水系では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、流域のあらゆる関係者が一体となって、以下の工程で「流域治水」を推進する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修	山口県	護岸工、橋梁工、河道掘削工等		
	高潮対策	山口県	防潮堤工、橋梁工、河道掘削工等		
	河川浚渫	山口県、光市、田布施町	河川浚渫		
	排水機場の老朽化対策	山口県	継続的に施設の機能を保全		
	海岸保全施設の老朽化対策	山口県	麻郷地区海岸、平生町地区海岸	継続的に施設の機能を保全	
	下水道施設の整備・保全	田布施町	中央雨水幹線整備		
	農業水利施設の適切な運用・保全	田布施町	新川排水機場の運用・保全		
	水田の貯留機能向上	山口県、光市、柳井市、田布施町	田んぼダムの検討等		
	森林の整備・保全及び治山対策	山口県、光市、柳井市、田布施町	森林の整備・保全、治山対策		
被害対象を減少させるための対策	防災まちづくりの検討に必要な情報の整備	山口県	多段階な浸水リスク情報		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	作成・周知・利活用		
	河川監視体制の強化	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	システム更新	山口県土木防災情報システムのリニューアル 簡易型水位計・河川監視カメラ等の整備・利活用	
	防災指令拠点施設・総合防災情報システムの整備	光市	R5整備	運用	
	防災メール等の多様な手段による情報の発信・伝達	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	機能強化・普及・啓発		
	出前講座等を活用した防災教育の推進	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	防災教育の充実・強化		
	防災士等の人材の育成・確保	光市、柳井市、田布施町、平生町	防災士資格取得経費の補助		
	自主防災組織の育成や活動の支援	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	率先避難体制の整備・地域防災力の向上		
	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の促進	山口県、光市、柳井市、田布施町、平生町	避難の実効性確保		
	下水道施設の耐水化	山口県	田布施川浄化センター(揚水施設、消毒施設)		
	防災拠点の代替施設等の整備	田布施町	R4整備	田布施町保健センター(地域防災センター)の運用	
	防災拠点となる本庁舎の整備	平生町	R4整備	役場新庁舎の運用	

気候変動を踏まえたさらなる対策を推進

※工程については、今後の事業進捗によって変更となる場合がある。